

中部農業経済学会への投稿に関わるガイドライン ：研究不正の防止に向けて

1. 目的・主旨

本ガイドラインの設置は、学会誌に対する二重投稿、不正投稿等の研究不正¹を未然に抑止する一方、投稿者の権利を守り、ひいては中部農業経済学会(以下、「当学会」)の諸活動、および当学会が発行する学会誌『農業・食料経済研究』(以下、「当学会誌」)が学術的、および社会的な問題解決の負託に応えることを旨として、公正と信義を保つことを目的とする。

研究不正に対する関心が高まる中、多くの研究機関や大学がガバナンスの視点から研究者倫理に関わる教育を徹底しているにもかかわらず、研究不正に関わるきわめて重大な事象が頻発している。こうした事態に鑑み、様々な学協会が研究不正に対するガイドラインについて検討を進め、その明文化を図っているところであるが、当学会としてもこうした問題の重要性を強く認識するところであり、以下のようなガイドラインを設けるに至った。

具体的には本ガイドラインにより 1) 論文の定義、2) 二重投稿、3) 不正投稿についてその定義(と判断基準)を示し、4) 運用手順について定める。なお、本ガイドラインの運用に際し、個別的な判断は、理事長及び編集委員会で構成する中部農業経済学会研究不正防止委員会(仮)(以下、「研究不正防止委員会」)に委ねるが、投稿者との意見の齟齬等が生じた場合は当学会が責任を持って調整を図る。

2. 論文の定義

1) 本ガイドラインの適用対象となる投稿論文の範囲

本ガイドラインは当学会誌に掲載される全ての論文、すなわち「論文」、「研究ノート」、「調査資料」、「短報」、「書評」、「その他」を適用対象とする。

2) 本ガイドラインにおける論文の定義

論文の定義：論文とは、例えば、「査読を受け、印刷媒体や電子媒体を通じて学会誌等の学術的刊行物に公表され、要旨、課題と方法、分析、結果、考察、引用文献、図表等の全て、または一部を含む体裁を有し、かつ一定のボリュームに達するもの」と定義する。ただし、抄録や国公立・民間の研究機関や大学、その附置研究施設が発行する紀要や研究資料であっても、査読を受け、かつ一定のボリュームに達する場合は論文と見なす他、Working paper 等の引用の対象となる場合は論文とみなすことがある。

昨今、Web による情報公開の促進、研究不正に対する関心の高まりに伴い、多くの研究成果が一般に公開され、通常の文献検索、Web 検索等により閲覧可能な場合は、論文と同等に扱う傾向が強まりつつある。特に、データが特許等特定の権利と関連する場合や図表等を含む場合は、オリジナルデータの帰属を強く意識する必要がある。

しかし、論文の定義・取り扱いは、専門領域、学協会、機関・団体により異なっているのが現状であるし、研究成果の公表媒体の多様化やその変化にも十分留意することが必要である。「論文の定義」は中部農業経済学会編集委員会(以下、「編集委員会」)において適宜再考していく必要がある。

¹ 日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編(2015)：科学の健全な発展のために - 誠実な科学者の心得 -、丸善出版

3. 二重投稿

1) 定義

「公表(公刊)済みの論文、および他の学術的刊行物に投稿・査読中の論文と本質的に同じ論文を、別論文として投稿すること」

2) 判断基準

この二重投稿の定義に基づき以下に判断基準を定める。

- (1) 学会大会、学術集会等の抄録、商業誌への寄稿、単行本への論文形式での記述、国公立・民間研究機関等の成果情報をはじめとする研究資料や学位論文の内容を学会誌への論文として投稿した場合でも、2. 2)の「論文の定義」に従い、これらが論文と判断されない場合には、二重投稿とみなさない。
- (2) 使用言語からの基準：既にある言語で公表した論文を他の言語に翻訳・置換して投稿した場合、二重投稿とみなす。
- (3) データについての基準：既に公表した論文のデータを含む論文を投稿した場合、原則として二重投稿とみなす。ただし、合理的な理由、またはやむを得ない理由により他の論文とデータが重複する場合は、必ず本文中にその理由および論文の独創性を明記(先行研究の適切な参照を担保)するとともに当該論文を引用文献として記載し、編集委員会から参考資料の提出を要請された場合、速やかに対処することとする。データ重複の正当性に関する判断は編集委員会に委ねるものとする。合理的、やむを得ない理由としては、
 - (ア) 既発表論文で用いたデータに新たなデータを追加した場合
 - (イ) 既発表論文と同一のデータを用い、異なる視点からそのデータに新たな解析・解釈を与えた場合等が該当する。(ア)に該当する場合、他論文とのデータ重複の限度は概ね50%未満、(イ)に該当する場合、他論文とのデータ重複の限度は設けない。
- (4) これまで論文として公表されたことがなくても、既に商業誌・単行本への論文形式での記述、国公立・民間研究機関等の研究資料や学位論文等として活字媒体や電子媒体を通じ一般に公表されたデータ(図表を含む)を含む論文を投稿する場合、編集委員会から参考資料として今回投稿された論文の元となった著作物の提出を要請された場合、速やかに対処することとする。
- (5) 投稿時にこれらのデータの公表先、公表方法、および内容等が明記された書類を必ず提出することとする。編集委員会は提出された資料を元に論文の独創性を判断する。例えば、一般に公表されたデータを含む論文であっても、それが投稿者本人による Working paper として公開されている場合、そのアドレス等の提出を求める場合がある。

論文には独創性が求められ、それが論文の採択基準の一つである。例えば現在の技術水準において、一般的な手法を用いて得られた結果が過去の論文から容易に類推し得ると判断されたデータ等は、独創性がないと判断され、これらのデータに基づいた論文は不採択になる可能性がある。しかし、この場合、当該論文は必ずしも二重投稿とは見なさない。なお、既に公表されたデータ(図表を含む)の使用に当たっては、著作権・使用権に抵触することがないよう、必要に応じて投稿者自身が手続きを行っていることを保証しなければならない。

4. 不正投稿

1) 定義

不正投稿の例として、例えば

- (1) 虚偽の内容を含む論文を故意に投稿すること(ねつ造、改ざん)
- (2) 投稿者以外の者によって得られた結果や知見を投稿すること(盗用・剽窃)
- (3) 既に自身、もしくは他の研究者が公表したデータを故意に引用を明記せずに投稿すること(先行研究の不適切な参照)
- (4) 著作権・使用権に抵触する内容や行為(図表、長文の引用等)を含む投稿(著作権等の侵害)
- (5) 研究に携わっていない者を共著者に不当に加えること(ギフトオーサーシップ)、または研究に携わった者を共著者に不当に加えないこと(ゴーストオーサーシップ)
- (6) 企業や研究財団等の団体から研究費の助成を受ける、あるいはこれらと共同研究の形式をとる際、結果の公表により生じる利害関係の競合の可能性を隠して投稿すること(経済的な利益相反)
- (7) 敢えて論文の内容とは異なる査読希望分野を指定して査読を受けようとしたり、個人的に緊密な人間関係にある者(親族等)や専門分野外の者を意図的に査読者に指名したりすること(潜在的な利益相反)
- (8) 同一の研究テーマや研究データを分割し、仮説、母集団、方法が同じである複数の論文として投稿すること(サラミパブリッシング)

5. 運用

本ガイドラインは、制定後に投稿された論文に適用することを原則とする。ただし、本ガイドライン制定以前に掲載された論文であっても、データのねつ造、改ざん、盗用・剽窃等の不正行為が判明した場合、当該論文の掲載を取り消すことができるものとする。

1) 査読中の投稿論文の場合：

査読過程で以下の通り対応する

- (1) 投稿の受け付けに際し、投稿者にガイドラインの遵守についてチェックした投稿票の提出を求める。また、論文の審査に際し、査読者に本ガイドラインへの承知を求める。
- (2) 査読者より二重投稿あるいは不正投稿であるとの疑義の指摘があった場合、研究不正防止委員会に諮った上で投稿者に回答を求める。
- (3) 投稿者の回答をもとに研究不正防止委員会、および査読者との間で対応を協議する。
 - (ア) 協議の結果、投稿論文が二重投稿あるいは不正投稿等の研究不正に該当しないと判断した場合、編集委員長はただちに投稿者に連絡するとともに、査読の再開を指示する。また、査読者に対しても経過を説明する。
 - (イ) 投稿論文が研究不正に該当すると判断した場合、投稿者に論文の取り下げを求める。
 - ① 投稿者が取り下げに応じた場合、本ガイドラインの遵守を再度求める。
 - ② 投稿者が取り下げに応じなかった場合、研究不正防止委員会は新たに投稿論文審査委員会を設置し、指摘の正当性について改めて審議する。投稿論文審査委員の構成は編集委員長に一任する。
 1. 審議の結果、研究不正に該当しないと判断した場合、直ちに編集委員長名で投稿者に連絡するとともに、査読を再開する。
 2. 研究不正に該当すると判断した場合、理事長名で投稿者に投稿の取り消しを通知する。

2) 掲載済み論文の場合：

以下の通り対応する。

- (1) 第三者(以下「指摘者」)より二重投稿あるいは不正投稿であるとの疑義の指摘があった場合、編集委員長は研究不正防止委員会を設置し、指摘の正当性について審議する。また、編集委員長は当該論文の投稿者

ならびに指摘者に対し、個別に意見聴取できる権限を有する。ただし、編集委員長が研究不正防止委員会において意見聴取の結果を報告する場合、公益通報者保護の枠組みに即して指摘者の所属・氏名等の個人情報秘匿等、その扱いには十分に配慮する。また、必要に応じて指摘者に研究不正防止委員会への出席を求めることができるものとする。

(ア) 審議の結果、研究不正に該当しないと判断した場合、編集委員長名で必要に応じて指摘者に対し本ガイドラインの承知を求める。

(イ) 研究不正に該当すると判断した場合、理事長名で論文の掲載を取り消すと共に投稿者にこれを通達する。

付則：本ガイドラインの改正は理事会の議決を経て施行する。

2020年6月27日 制定・施行